

## 大阪市条例第53号

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基準該当介護予防支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準は、次条、第5条及び第11条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第32条において準用する指定介護予防支援等基準第1条の2から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第26条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。</u>）附則第2条（指定介護予防支援等基準に係る部分に</p>	<p>(基準該当介護予防支援に関する基準)</p> <p>第3条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準は、次条、第5条及び第11条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第32条において準用する指定介護予防支援等基準第1条の2から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第26条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。</u>）附則第2条から第4条まで（これらの規定のうち指</p>

限る。以下同じ。)に定めるところによる。

(基準該当介護予防支援に係る管理者の責務)

第4条 基準該当介護予防支援の事業を行う者(以下「基準該当介護予防支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条(第6項及び第7項を除く。)、第26条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに令和6年改正省令附則第2条に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の担当職員(指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員をいう。以下同じ。)その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第7条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔1〕 略

〔2〕 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、次条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第1条の

定介護予防支援等基準に係る部分に限る。

以下同じ。)に定めるところによる。

(基準該当介護予防支援に係る管理者の責務)

第4条 基準該当介護予防支援の事業を行う者(以下「基準該当介護予防支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条(第6項及び第7項を除く。)、第26条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の担当職員(指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員をいう。以下同じ。)その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第7条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔1〕 同左

〔2〕 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、次条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第1条の

2、第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで（第30条第29号を除く。）並びに令和6年改正省令附則第2条に係る部分並びに第9条及び第10条の規定を遵守するよう措置させなければならないこと

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第8条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前条及び次条から第11条までに定めるもののほか、指定介護予防支援等基準（第12条、第16条第2項、第28条第2項、第32条及び第33条を除く。）及び令和6年改正省令附則第2条に定めるところによる。

（指定介護予防支援に係る管理者の責務）

第9条 指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに令和6年改正省令附

2、第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条までに係る部分並びに第9条及び第10条の規定を遵守するよう措置させなければならないこと

（指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第8条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前条及び次条から第11条までに定めるもののほか、指定介護予防支援等基準（第12条、第16条第2項、第28条第2項、第32条及び第33条を除く。）及び令和3年改正省令附則第2条から第4条までに定めるところによる。

（指定介護予防支援に係る管理者の責務）

第9条 指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条まで並びに令和3年改正省令附則第2条

則第2条に係る部分並びに第7条及び次条の規定を当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(電磁的記録等)

第11条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定介護予防支援等基準第4条第4項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

[(1)・(2) 略]

[2 略]

から第4条までに係る部分並びに第7条及び次条の規定を当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(電磁的記録等)

第11条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定介護予防支援等基準第33条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

[(1)・(2) 同左]

[2 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。